

静岡県監査委員告示第19号

令和6年4月25日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和6年7月5日

静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

第1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1 星野 光央

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和6年4月25日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

監査委員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：

監査委員4名（うち1名は既に退職済）

識見	常勤（代表）	A	令和2年4月1日	令和2年11月1日代表就任
識見	常勤	B	令和2年11月1日	
議員	非常勤	C	令和5年5月19日	
議員	非常勤	D	令和5年5月19日	

の指揮監督の元、監査委員事務局総務課

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

支出した主体は監査委員事務局総務課だが、「都道府県は監査委員に事務局をおく」（地方自治法第200条）、とある。事務局の上に、監査委員がいる。指揮監督権も有している。実質的に、支出は、監査委員の指揮の下、行ったと考えている。

不動産鑑定に係る支出・監査結果等 静岡県監査委員告示第 16 号（以下、当該監査結果という）における、それらに関わる全ての支出

《監査委員事務局職員の交通費》

令和 5 年 10 月 31 日 6,180 円

令和 5 年 10 月 31 日 6,780 円 合計 12,960 円 （甲第 1 号証）

《陳述機会の録音データの速記料》

令和 5 年 10 月 13 日 40,095 円 （甲第 2 号証）

《監査委員の給料》

常勤監査委員への給料 $745,000 \times 2 \text{人} \times 1 \text{月分} = 1,490,000 \text{円}$

（支出記録の公開請求を試みたが、膨大な資料となると言われ断念した）

非常勤監査委員への給料 $35,500 \times 2 \text{人} \times 3 \text{日} = 213,000 \text{円}$ （甲第 3 号証）

常勤は 1 ヶ月分、非常勤出勤日 9 月 11 日、9 月 22 日、10 月 17 日の 3 日（他にもあるだろうが、特定できないため）とした（甲第 4 号証、甲第 5 号証）。それぞれ、令和 5 年 10 月 10 日、令和 5 年 11 月 10 日が支出日である。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

公平、公正な調査を行わず、客観的かつ独立的な監査ではなかった。地方自治法違反である。詳細は、別途提出する。

交通費の支出は、調査のための職員の移動費であるが、これは監査委員の指揮監督下にある職員の、監査委員の命によるものである。監査結果を報告するために、監査を行うための調査の一環である。監査委員には、法令により、職務義務があるが、この調査は、その義務違反である。法令違反である。違法な職務により出された監査結果は、違法である。その違法な監査結果を作成、公表するために支出された費用（速記料、給料）も含め、全て違法である。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

違法な監査結果を作成、発表するために使われた支出の全てが損害

監査委員が公正、公平な監査を実施していないという不名誉を静岡県民が負わされた。

どのような措置を請求するのか。：

静岡県知事が、当該監査委員を罷免すること。

当該監査委員を罷免しないのであれば、職務義務を果たすように、監査委員に対し、権限を有する者から嚴重注意すること。

当該監査委員が職務義務を果たさなかった真の原因を究明し、対策を講じ、公表すること。

当該監査委員が職務義務を果たさず発表された当該監査結果を、取り消すこと。

当該監査結果を取り消すことができないのであれば、当該監査結果が、公正、公平な調査に基づく、客観的かつ独立的な監査ではないことを、今回の監査結果に明示すること。

2 請求者

住所 静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1

氏名 星野 光央

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 6 年 4 月 25 日

静岡県監査委員 様

添付資料

当該監査結果 (公報) 32枚

甲第 1 号証 支出票 細江町広岡 20枚

甲第 2 号証 支出票 (速記料) 細江町広岡 2枚

甲第 3 号証 静岡県監査委員非常勤 令和 5 年 9 月分 10 月分支出等 12枚

甲第 4 号証 令和 5 年度 第 4 回監査委員協議会協議結果 2枚

甲第 5 号証 令和 5 年度 第 6 回監査委員協議会協議結果 2枚

- (注) 1 措置請求書原文に即して記載に即して記載したが、A、B、C及びDは原文では実名で記載されている。
- 2 事実を証する書面として甲第 1 号証から甲第 5 号証までの資料が添付されている。(内容は省略)
- 3 令和 6 年 4 月 30 日に以下の資料が、別途、提出された。(内容は省略)
- ・追加説明
 - ・ 6 男のための自分探し 自己欺瞞 (サルトル) 全 4 枚
 - ・ 7 鑑定評価書 細江町広岡 令和 3 年 全 37 枚
 - ・ 8 前提となる知識 説明用 第 6 版
 - ・ 9 3 取引事例の資料 全 19 枚
 - ・ 10 取引事例の現況写真 全 3 枚
 - ・ 11 聖徳太子の十七条憲法口語訳 菊池寛 1 枚
 - ・ 12 住民監査請求結果 二俣町二俣 棄却 (意見) 全 62 枚
 - ・ 13 静岡県監査委員の給料等 一覧表 1 枚
- 4 令和 6 年 5 月 1 日に以下の資料が、別途、提出された。(内容は省略)

請求人は令和6年5月21日に次の「住民監査請求の訂正補足」を提出した。

住民監査請求の訂正補足

令和6年5月21日

星野光央

4月25日付けで提出されている住民監査請求3件についてです。

静岡県職員措置請求書に財務会計行為の前段となる行為が違法又は不当である理由が記載されていますが、財務会計行為そのものが違法又は不当である理由が記載されていません。

財務会計行為が違法又は不当である理由について追加の説明がございましたら【5月21日(火)】までに御提出ください。

財務会計行為そのもの、とのことだが、

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

⇒違法若しくは不当な

公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、

又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき

が住民監査請求の対象である。

さらに、「住民訴訟の上手な対処法」からの引用であるが、

1 対象となる行為

財務会計上の行為でないとされる行為は、違法不当に行われた場合でも、その行為自体を監査請求、住民訴訟の対象とすることはできないが、財務会計上の行為ではない違法な行為あるいは手続きが原因先行となって財務会計上の行為がなされている場合には、その財務会計上の行為（たとえば、公金の支出）を監査請求住民訴訟の対象とし、財務会計上の行為の原因となった非財務会計上の行為手続の違法性不当性を追及することができる場合がある。（P54 秋田仁志）

⇒できる場合がある。

すなわち、財務会計上の行為それ自体を取り出して見れば、手続は会計法規に違反することなく、支出行為などを規制する財務実体法規違反もないが、原因先行行為の違法性を引き継ぎ、その結果、後行行為としての財務会計上の行為も違法性を帯びる場合があるのである。（P54 秋田仁志）

⇒場合がある

さらに、地方自治法の根幹である地方自治の本旨や、住民監査請求の目的に照らして、

違法性の承継が認められるのは、執行機関または職員による違法不当な支出、財産管理などを住民自身の手によって防止是正し、よって地方公共団体の主権者たる住民全体の利益を守るという住民訴訟制度の目的に照らせば、違法性の判断を、一連の行政手続、行政行為の中から財務会計上の行為のみを取り出して、その財務会計上の行為とその原因となった行為を一体としてとらえて評価すべき場合があるからである。（P54 秋田仁志）

⇒場合がある

「違法」とは、当該行為が客観的に正当性を欠くことをいい、憲法、法律、条例、規則などの法規（会計規則など財務会計に関する法規に限られない）の明文に違反するだけでなく、公序良俗に違反する場合、信義則に違反する場合、裁量権の濫用逸脱がある場合など広く含む。

「不当」とは、上記のような違法があるとまではいえないが、当該行為が、客観的にみて行政行為の目的に照らして、妥当適切性を欠く場合をいう。

～省略～ 監査請求書には、両者を併せて、「当該行為は違法かつ不当である」と記載すればよい。(P62 秋田仁志)

⇒広く含む

と書かれている。引用元としたこの書籍の概要は以下の通りであり、制度について、経験に基づく貴重な記載があった。制度を活用し、行政と実際に向き合ってきた弁護士等、早々たる方々から数々の指摘されてきた。住民監査請求を全く知らない無知な弁護士により書かれたものではない。その点を強調しておきたい。私も大変勉強させてもらっている。

平成15年時点である。

編者

秋田仁志（あきた ひとし）

京都大学法学部卒業、弁護士

井上 元（いのうえ もと）

大阪大学法学部卒業、弁護士

執筆者

秋田 仁志 弁護士

赤津加奈美 弁護士

井上 元 弁護士

加藤 高志 弁護士

河野 聡 弁護士

松葉 謙三 弁護士

山田 昌昭 弁護士

引用元

住民訴訟の上手な対処法 [改訂増補版]

平成15年8月20日 第1刷発行

発行 株式会社 民事法研究会

ページ数 533

金 5,000円

内容 (下線、太字はこちらで付した)

住民訴訟に関する新しい書籍も多数現れていますが、住民訴訟制度を利用しようとする市民の立場から書かれたものは未だ数少なく (P1 秋田仁志・井上元)

私共は組織も権限もない普通の市民の声が反映されるように法と制度に息吹を吹き込みたいと考え、市民と行政の問題について関心を持ってきました。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

本書のテーマの前提となっている制度である住民監査請求制度は、国民主権の実現の方法としての議会制度だけでは一般市民の意見は反映され難い場合も多いということから、直接民主主義制度の機能を持つものとして人間の英知が考え出した制度です。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

このように、民主主義を保障する制度がつくられていても、その運用如何により、**本来の機能が発揮される**ことにも**死に絶える**ことにもなります。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

住民訴訟は、～省略～まだまだ十分にその活用がなされているとはいえません。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

住民訴訟は文字どおり住民のための訴訟制度として機能しなければならず、住民が自由に使えるものでなくてはなりません。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

本書も、主権者たる市民のための行政の確立に少しでも役立てばと思っています。(はしがき P2 編者代表 辻公雄)

住民は制度をどのような場合に活用することができるのか、有効に活用するためには実際にどのようにすればよいのかという視点からの整理・分析は、ほとんど行われてこなかったように思われる (P4 秋田仁志)

このような思いから、本書は、自ら住民監査請求・住民訴訟をこれから行おうとし、あるいは現に行っている市民、弁護士が住民監査請求・住民訴訟の手続を容易・迅速かつ効果的に行うことができることを目的として執筆されたものです。執筆にあたったのは、いずれも**現実**に住民監査請求・住民訴訟を手がけてきた弁護士です。(P4 秋田仁志)

⇒現代の弁護士に相談しても、ほとんど逃げ回るばかり。

本書は、～省略～実務での経験を踏まえて、住民側の視点からの論点提起も行ったうえで、多くの判例を調査・分析・整理し、学説も紹介しながら、住民監査請求・住民訴訟制度の利用マニュアルとしてまとめています。(P5 秋田仁志)

証拠収集手続きの箇所では説明しているように、住民側にとって証拠を収集することの困難さが、住民訴訟の低い勝訴率の大きな要因となっている状況があり、監査委員制度が必ずしも十分に機能していないなど、現在の住民監査請求・住民訴訟制度は、住民にとって、まだまだ十分なものとは言えません。(P7 秋田仁志)

それでも、住民が、住民全体の利益のために、地方公共団体の違法、不当な手続、行為を、直接チェックし、是正することができる貴重な制度であることは間違いありません。また、住民監査請求・住民訴訟は、行政を住民に開かれたものとするため大きな力となるはずですが。(P7 秋田仁志)

一人でも多くの市民が、住民監査請求・住民訴訟を有効に利用し、市民の声をあげていくことが、地方公共団体が誤った方向に向かった場合にそれを是正していくことを可能にするだけでなく、住民監査請求・住民訴訟を市民にとってよりすぐれた制度にしていくことを可能とすると考えます。(P7 秋田仁志)

⇒制度が既に整っているのではなく、市民が作り上げていくということだと意味であれば、非常に共感できる思いである。その実感、職員にもあるだろう。

IV 監査請求を受けた監査委員がしなくてはならないこと

支出関係書類など関係書類の調査、請求人、関係人からの事情聴取など可能な限りの調査を尽くして、判断しなければならない。(P21, 22 秋田仁志)

住民訴訟では、多くの場合、地方公共団体の職員や、契約した業者などを証人あるいは被告本人として調べることとなる。彼らは、原告住民に対し、極めて非協力的な態度で証人尋問に臨むことが多いため、そのような証人に対して原告の行う尋問は、その証言の矛盾、不合理さを追及する尋問とならざるを得ず、原告住民にとって有利な証言を引き出すことは容易ではない。証人尋問までに、地方公共団体の内部文書など有利な証拠をできるだけ多く集め、そして周到な尋問準備を行うことが尋問を成功させる鍵となる。また、多くの原告、傍聴人が証人尋問に立ち会うことは、証人に偽証に対する緊張感を与え、効果的な尋問を行うために有効である。(P27 秋田仁志)

VI 住民訴訟を弁護士に依頼するには

住民訴訟は、弁護士に依頼せず、住民自身の手で行うこともできるが、訴状等訴訟手続書類の作成は、やはり難しい。したがって、監査請求に続いて、弁護士に依頼して住民訴訟を提起することを検討している場合には、できるだけ早い時期に弁護士に相談して、事情説明を行うべきである。(P28 秋田仁志)

⇒相談したどの弁護士にも断られた。

VI 住民訴訟を弁護士に依頼するには

住民訴訟を弁護士に依頼するときには、～省略～ **弁護士に支払う費用の問題**がある。～省略～ 原告が勝訴した場合には、原告は弁護士費用を地方公共団体に請求することができると規定している～省略～ 監査請求、住民訴訟は、それを行う**住民個人に直接には1円の利益をももたらすものではない**ため(勝訴による利益は地方公共団体に帰属する)～省略～ 原告住民としてはできるだけ多くの住民に参加してもらい広く薄く費用を募るなどの工夫も必要であろう。(P28 秋田仁志)

改めて、静岡県職員が背負わされている憲法、法律、条例等を見ていこう。

【憲法】

日本国憲法 昭和二十一年

第十章 最高法規

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

ここに書かれているその他の公務員に、地方公共団体の公務員も含まれる。憲法通り、地方公務員は、憲法尊重擁護義務を負っている。

日本国憲法 昭和二十一年

(前文)

この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

これ（原理）に反する一切の憲法、法令等を排除する、としている。憲法遵守の宣誓は、排除されていない。

日本国憲法 昭和二十一年

第十五条

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

⇒すべて公務員

これに地方公務員も含まれる。公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない、と学校でも習うだろう。奉仕する先が、まさか自分たち（公務員）ということなどあつてならないのは言うまでもない。そのような者は、「いやしい」に違いない。

日本国憲法 昭和二十一年

第十章 最高法規

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

⇒憲法に反する法律その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国憲法 昭和二十一年

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

⇒地方自治の本旨に基づいて

地方自治の本旨に基づかない行為があつてはならない、と憲法が明らかにしている。

日本国憲法 昭和二十一年

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

⇒法律の範囲内で条例を制定

この法律とは、地方自治法等である。法律の範囲外の条例を定めることはできない。定めてもない条例に従って、地方公務員が、法令で定められた手続きを無視することはできない。偽ることは、公務員に認められていない。当然だが、してはならない。憲法違反である。

憲法尊重擁護義務を果たせないなら、宣誓書（添付資料1）はいったい何なのか。

私は「不誠実に生きなさい」等と日本の先生たちから教わったことがない。かような人たちは、日本の公の教育を受けてこなかったのではないか。もしくは、自身の行動をもって、日本の公の教育を真っ向から否定しているのだろうか。

また、哲学者サルトルの言葉で言えば、自己欺瞞なのか。自己欺瞞とは、自己を騙すことである（添付資料2）。今回の場合なら、適切に職務を果たせていないにもかかわらず、自らには「適切に職務を行っている」と思うことである。今も思っていないだろうか。それを自己欺瞞というのである。

さらに、通常の間人なら、嘘をつけば、バレやしないかと冷や冷やするだろう。その気持ちに耐えられない人も多いはずだ。そのような人は嘘をつけない、嘘つきにはなれない。ところが、詐欺師と呼ばれる人は、嘘をつき続けられる。それはなぜか。不思議に思わないだろうか。呼吸をするように嘘をつく、と言われるのは、嘘をついている自覚がないのである。「嘘をついている自覚がない」のは「嘘をついていない」と自己を騙しているからだ、という説もある。同じ香りがするではないか。

【地方公務員法】

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

⇒～懲戒～ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

しなければならないものを、していないのは、職務上の義務違反ではないか。

しなければならないものを、していないのは、職務を怠った場合ではないか。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

第六節 服務

(服務の根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

⇒全力を挙げてこれに専念

全力を挙げて、職務を行った、ということなのか。それとも、全力を挙げて、していないことをしたことにした、ということなのか。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(服務の宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

⇒服務を宣誓

宣誓したことを忘れた等ということが認められるのか。そんなものは誓いではない。宣誓を無視するなら、その宣誓は虚言・戯言である。その宣誓は、法律違反である。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

⇒法令、条例、規則、規程に従い、

従わなければならないと、この法律に定められている。地方公務員法の大前提であろう。

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない。

この根本が抜け落ちているのではないのか。

⇒且つ

又は、ではない。はっきりと、且つ、と書かれている。両方、という意味である。

⇒上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない

忠実に従わなければならない状況なのである。上司の職務上の命令であれば、責任が誰にあるのか、法律上明確である。つまり、法令違反者が誰か、明確ということである。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

⇒職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない

注意力のすべて、である。全てとは、100%のことである。用いても良い、用いなくても良い、とは書かれていない。用いなければならない。これが読めない者がいるのだろうか。

【地方自治法】

憲法にも書かれている地方自治の本旨から逸脱して良いと考えている者がいるのだろうか。地方公共団体が法令規則等を解釈するなら、地方自治の本旨、原点、基本に立ち返ってしなければならない。

自己や己の課の私的利益を迫及してはならない。(地方公務員法)

一部の者の奉仕者となつてならない。(地方公務員法)

地方公共団体は、地方自治の本旨に従わなければならない。(地方自治法)

公務員は、全体の奉仕者でなければならないと定めている。(地方公務員法)

法律、政令、規則等、公務員は従わなければならない。(地方公務員法)

公務員には、憲法擁護順守義務もある。

「木を見て、森を見ず」

組織にいると、起こりがちなことだが、公務員の解釈が、地方自治の本旨から外れることは、違

法である。

法令根拠を列記していく。重複するが、ご容赦願いたい。

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

第一編 総則

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

⇒住民の福祉の増進を図ることを基本

【憲法】

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

憲法擁護順守義務を負っている公務員は、地方自治の本旨に基づいた「解釈」をしなければならない。

【地方自治法】

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

基本は、住民の福祉の増進を図ることだと書かれている。

第二条

① 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

② 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団

体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようになさなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しななければならない。

解釈に関しても、ハッキリと明確に、法律に定められている。

地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようになさなければならない。

これを知らないとは、まさか言うまい。直接適用されずとも、類推適用や解釈は十分に、常識からも可能である。

職員による解釈が、地方自治の本旨を無視して、自由にできるのではない。

理念、本旨、基本に立ち返る、との常識とも一致する。

当たり前だが、地方自治の本旨に基づいて、解釈を行わなければならないと、法律の条文に、誰にでも読めるように、分かるように、書かれてあり、特に職員なら知らなければならない立場である。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようになさなければならない。

ここにも、基本である、住民の福祉の増進に努めなければならないと書かれている。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

また、国と地方との立場の違いも明確である。

第一条の二

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治

に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

⇒住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本

さらに

【地方公務員法】

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

地方公務員法は、地方自治の本旨の実現に資することを目的としている。絶対に、地方自治の本旨から逸脱してはならないことがわからない者がいるのだろうか。

法令を読み、理解できないものは、適法な監査ができないことを自覚しなければならない。地方自治法に書かれていることである。そのような者が、高潔な人格を維持する者ではないことは、文字が読んで理解できれば、誰でも分かることである。

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

第二条

- ⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- ⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

⇒地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない

⇒規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

条例を制定した地方公共団体が、その条例に違反するなど、前代未聞の事態ではないだろうか。

他にも根拠は無数にあるだろう。

時間の制約もある中だが、全てを記載したらこの程度では済まないだろう。

「言ってくれてありがとう」と思っている人へ

【言ってくれてありがとう】

職務に対する姿勢に、鬱屈した日々を過ごしている職員も、わずかにいるのかもしれない。「これは本来の姿ではない。このような仕事したくて、県職員になったのではない。もっと公に尽くしたくて職員になったのだ」と思っている人がいるなら、朗報かもしれない。辛さを乗り越えなければ、人は成長しない。何も感じない職員は、今までも、今も、今からも、何も感じないであろう。公務から離れる道があることも忘れないでほしい。

さらに、静岡県職員固有のものも見ていこう。

【静岡県職員倫理条例】

静岡県職員倫理条例（添付資料3）、規則（添付資料4）、処分基準（添付資料5）にも記載がある。これら全てに従うことになるが、その一部を抜粋する。

静岡県職員倫理条例（添付資料3）

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明かにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

⇒職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚

⇒常に公正な職務の執行に当たらなければならない

常に、である。ときどき、とは書かれていない。また、当たらなければならないのである。当た

っても良い、当たらずとも、とは書かれていない。

⇒職員は、常に～省略～いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

やらなければならない職務を省略すれば、それは仕事が減って、楽だろう。自らや自らの属する組織の私的利益に該当するのではないか。倫理条例違反となろう。

別件だが、そのようなことを実際に発言した浜松市監査事務局職員がいた。年度の人事異動でいなくなってしまった。偶然とは思えない。

【静岡県職員倫理規則】

静岡県職員倫理規則（添付資料4）

（倫理行動規準）

- (2) 職員は、常に公私の別を明かにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みねばならないこと。

⇒いやしくも ～省略～ 自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない
⇒全力を挙げて

全力を挙げて、職務を行わないと言い訳することは認められていない。自らや自らの属する組織の私的利益のために、職務を行わなかったのか。

【静岡県職員の懲戒処分基準】

静岡県職員の懲戒処分基準（添付資料5）

1 一般服務関係

(6) 虚偽報告

事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

⇒虚偽報告 事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告

適法に職務を行っていないが、行っていると「虚偽報告」をしているのではないか。懲戒処分の基準に該当し、懲戒対象事由となる。

法令、条例、規則、処分基準等々、幾重にも違反していることになることがわかるであろう。それぞれの一部を取り上げた。全てを取り上げれば、もっと多くなるだろう。監査委員には調査権がある。行使してもらいたい。いや、行使しなければならないであろう。

【添付資料】

- 1 宣誓書 静岡県（雛型） 1枚
- 2 男のための自分探し 自己欺瞞 4枚
- 3 静岡県職員倫理規則 9枚
- 4 静岡県職員倫理条例 3枚
- 5 懲戒処分の基準 9枚

監査委員についての請求は交通費・速記料・給料の支払いが財務会計行為です。

財務会計行為そのものが違法又は不当

それぞれの前提として、交通費、速記料、監査委員の給料のいずれも、適正に算定された金額であると認識している。適正以上に支出をした、という指摘は行っていない。

交通費と速記料は、財務会計行為そのものが違法、と言うことはできない。支出しなければ、違法である。交通費を支出しないで、交通機関を利用することはできない。速記料を支出しないで、文字起こしたデータを利用することもできない。特に、速記料の支出は、契約違反に基づく財務会計行為でもない。

それに、どちらも、この交通費を建替えて払った時点及び速記を依頼し、成果物を受け取った時点では「地方自治法に反する違法な監査結果を報告すること」は確定していない。

その後の

10月17日（火） 県庁東館 14階 三委員会会議室
令和5年度 第6回監査委員協議会（住民監査請求）の結果について

「地方自治法に反する違法な監査結果を報告すること」が確定するのは、監査結果を決定する会議の時点である。この時点以降、監査結果を訂正することもない。取り消すこともできない。

これは、監査委員4人全員が参加した最終の会議である。

この会議に出席したことを受けて、非常勤監査委員に給料が支出される。常勤監査委員の給料支出は、会議の出席の有無に関係はない。

交通費と速記料は、支出行為そのものをしなければ、違法である。繰り返すが、違法であると認識できたのは、10月17日（火）の会合以降である。

そして、上記の会議の結果、報告された監査結果が違法であれば、違法な監査結果を報告するために行われた支出となる。

交通費も、速記料も、監査委員の給料も、それらの支出が、「違法な監査結果を報告するために行われた支出」となる。

公的機関に支払った交通費の返還を求めることはできない。実際に、職員が移動をしたのである。交通費と監査結果の適法・違法とは、関係がない。その交通費の支出を伴う行為があったから、違法な監査結果になったのではない。ここは注意が必要である。ただし、実際に移動し現地に行った職員に故意、過失、不当がなかったのか、というのはまた別の問題である。ただし、これは監査委員の指揮の下、行われた調査である。全責任は、監査委員にあることは法律上明確である。

速記料の返還を求めることはできない。契約に基づき、陳述機会の録音データから文字起こしをしたのである。文字起こしのデータと監査結果の適法・違法とは、関係がない。その文字起こしのデータがあったから、違法な監査結果になったのではない。ここは注意が必要である。文字起こしのデータを作った者には、故意も、過失も、不当もない。

監査委員は、地方自治法に基づく適法な監査を行う存在である。適法な監査を実施する主体だから、給料が支出されるのである。それが、地方自治法に反する違法な監査を行うのであれば、自らの存在意義を自ら否定し、住民監査請求の制度の根幹をひっくり返すことになる。給料を支出される意味も、理由も、根拠も、全てなくなる。全額返還しなければならない。

また、上記交通費及び速記料の支出は、監査委員の指示により行われた。監査委員の判断により、このような違法な監査を実施した。違法な監査により、静岡県に損害を発生させた主体は、監査委員である。よって、その損害金の補填は、監査委員が行うべきではないか、と考えるに至った。

もしくは、職員が違法であると認識しながら交通費も速記料の支出を行ったのであれば、また変わってくるのかもしれない。

以上

(注) 1 住民監査請求の訂正補足原文に即して記載した。

2 事実を証する書面として資料1から資料5までの資料が添付されている。(内容は省略)

3 監査委員の除斥

本件請求書受理前に、B本人から、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)の規定により除斥に当たるのではないかとの申し出があり、給料の返還並びに交通費及び速記料の補填がB他3名に対して請求されていることから、Bを自治法199条の2の規定に基づき、本件措置請求に利害関係がある者として監査から除斥した。

4 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が自治法第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和6年5月30日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書及び住民監査請求の訂正補足の記載や請求人の陳述から、請求人は「令和5年8月25日に受け付けた「不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求」による監査において、監査委員が公平、公正な調査を行わず、客観的かつ独立的な監査ではなかったことが違法であり、違法な監査により出された監査結果(令和5年11月6日静岡県監査委員告示第16号)は違法であるため、監査結果を作成し発表するためにかかった監査委員事務局職員への旅費、速記業者への速記料、監査委員への給与等の支払いも違法である。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課
静岡県監査委員事務局総務課
静岡県監査委員事務局監査課

3 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和6年6月10日に陳述を行った。

請求人は陳述用の資料として令和6年6月9日に次の「(監査委員)令和6年6月10日陳述機会に向けて」を提出した。

(監査委員) 令和6年6月10日陳述機会に向けて

監査委員に関する措置要求に関する意見書を読んだ。

思うのは、職員は、手続が合法なら、合法なのだと考えている。

監査委員は、違法な監査を絶対に行わないとの大前提に立っているのだろう。法律を知らないのか。その考え方は、地方自治法に反している。

第九十七条の二 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

② 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第九十八条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

書かれているのは、想定しているからである。絶対になければ、この条文を削除している。日本国憲法施行の日から施行された。つまり昭和22年5月3日である。GHQによる占領期につくられた法律である。

約77年、改正を重ねてきたが、この条文は削除されてこなかった。不要になったことがない、ということは、歴史の重みに耐えてきたと言える。

あらゆることには目的がある。

その目的や趣旨、地方自治の本旨を理解しようとしていない。制度には意味がある。監査事務局は、静岡県HPにも、堂々と公開している(添付資料)。これに反することをすることはできない。虚偽を記載したことになるから。もしそうなら、監査委員、監査事務局職員全員が、基準に従い、懲戒処分対象である。

繰り返すが、地方自治法に条文がある。監査委員が、絶対に適法に監査を行う前提でよいのなら、存在しない条文である。昭和22年時点で、想定しているのである。我々の先輩たちが作ったこの条文を、無視することはできない。

職員は、地方自治法を読んでいないのか。意図的に、無視しているのか。宣誓書は無意味なのか。憲法違反の公務員がそこにいるのか。

加えて、今回の請求における財政支出行為は、2つに分けることが出来る。

【違法な監査であることを確定させた会議に出席した監査委員への報酬等支出】

と

【それ以外（上記時点以前の支出）】

この2つをごちゃまぜにしてはならない。そのためにも、監査委員の職務の結果、違法な監査結果が作られ、報告されたかどうか。ここを明確にしなければならないと考えている。

次に、その違法性が、その時点以前に遡及されるのか、どうか。論点となる。

添付資料

※委員交代 監査委員制度の概要 | 静岡県公式ホームページ 3枚

- (注) 1 「(監査委員) 令和6年6月10日陳述機会に向けて」原文に即して記載した。
- 2 事実を証する書面として「委員交代 監査委員制度の概要 | 静岡県公式ホームページ」が添付されている。(内容は省略)
- 3 令和6年6月10日に以下の資料が、別途、提出された。(内容は省略)
- ・2024.4.25 監査事務局に送ったメール.pdf(81.2 KB)
 - ・住民監査請求の推移グラフ 範囲、傾向、分析付.pdf(252.6 KB)
 - ・住民訴訟の推移グラフ 範囲、傾向、分析付.pdf(302.6 KB)
 - ・静岡新聞 新知事の訓示.pdf(88.0 KB)

陳述では、「措置請求書」、「(監査委員) 令和6年6月10日陳述機会に向けて」等の内容に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・静岡県の一般職職員になるに当たって、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。」と記載された宣誓書に署名して提出する。一般職職員はこれを守らなければならない。

- ・ 監査委員は、公平、公正、不偏、客観的かつ公正な態度で監査を行わなければならないと定められている地方自治法に違反している。
- ・ 地方自治法第197条の2に「監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。」という規定があり、監査委員に職務上の義務違反がある場合を想定している。
- ・ 監査結果に問題はいくつもあるが、1つははっきりしているのは取引事例である。駐車場や資材置場の鑑定評価であったが、取引事例の現地に行って確認したところ、住宅地の事例であった。監査委員は不動産鑑定士が駐車場や雑種地の事例だと言ったのをそのまま鵜呑みにしている。監査が公平であるならば現地に行って自分で調べるべきだった。
- ・ 鑑定士には裁量があると監査結果に書かれているが、裁量という表現の使い方や解釈が違法である。また、国交省が策定している不動産鑑定評価基準及び鑑定評価基準上の留意事項には、住宅地の事例を偽って資材置場にしていよという規定はないので、不動産鑑定評価基準に基づいて鑑定評価を行ったと監査委員が判断したことが違法である。関係人や監査対象機関の言っていることしか聞いておらず、偏った監査である。

4 監査対象機関の意見書の提出（要旨）

監査対象機関である出納局集中化推進課及び監査委員事務局総務課からは、令和6年6月6日及び7日付けで次の意見書が提出された。

（出納局集中化推進課）

監査委員に関する措置請求に関する意見書

1 不動産鑑定に係る監査委員事務局職員の交通費の支出について

職員の出張に係る交通費の支出については、「静岡県職員の旅費に関する条例」（昭和31年静岡県条例第48号。）に定められている。令和5年9月27日における監査委員事務局職員2名の日本不動産研究所浜松支所及び浜松市北区（現浜名区）細江町広岡への旅費については、「静岡県財務規則」第79条及び「静岡県財務規則の施行について」第36等により、監査委員事務局から回付された旅行命令簿に基づき支出したものである。

2 監査委員への給与等の支出について

常勤の監査委員の給与については「特別職の職員等の給与等に関する条例」（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）第3条及び別表第2に定められている。令和5年10月分給与については、当該規定に基づき支出したものである。

非常勤の監査委員の委員報酬については特別職給与条例第2条及び別表第1に定められている。

令和5年10月10日及び令和5年11月10日に支出した静岡県監査委員報酬については、監査委員事務局から回付された出役証明書に基づき支出したものである。

以上により、1及び2についての給与、報酬及び旅費の支出は適正である。

(注) 意見書原文に即して記載した。

(監査委員事務局総務課)

監査委員に関する措置請求に関する意見書

- ・不動産鑑定に関する住民監査請求の意見陳述に係る速記料の支出について

住民監査請求の意見陳述に係る速記料については、見積書を徴して時間当たりの単価を定め、意見陳述に要した時間に応じて支出している。

令和5年10月13日に支出した速記料については、見積書を徴して定めた単価により、令和5年9月22日に行われた意見陳述に要した時間に応じて請求書に基づき支出している。

また、速記料の支出に当たり、速記録が納品され、検収が行われていることを確認している。

以上により、速記料の支出は適正である。

(注) 意見書原文に即して記載した。

5 監査対象機関の意見等に対する請求人の指摘追加事項

請求人からは、令和6年6月11日に次の「令和6年6月10日の陳述機会を終えて」が提出された。

令和6年6月10日の陳述機会を終えて

【監査委員の態度】

請求人の請求内容を見做して、

監査委員の態度、職務姿勢に

行政寄り

行政の太鼓持ち

行政の腰巾着

するなど、このように感じさせるものがあれば、

それは、地方自治法違反である。

地方自治法には、
常に、と書かれている。

第百九十八条の三 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならない。

しなければならないのである。
しても良い、しなくても良い、というものでは絶対でない。
そう書かれていない。
そう読みたいかもしれないが、読めない。
そう読んではならない。
どうしてもそう読みたいなら、監査委員を辞めなければならない。

監査基準とあるが、静岡県なら、静岡県監査基準もある。
監査委員なら、絶対に適用される。
逃れることはできない。

定められた監査基準から違反する可能性がある。高いと言っていいだろう。
こちらは真剣である。

常に、とはず一つとである。
一瞬でも、外れれば、それは「常に」に反することになる。
日本語が分からないなら、講義に行こう。
年会費15万円で、職員相手に無料で行こうか。
非常に厳しい、日本語の教室を開催しよう。
言葉遣いも正されるかもしれない。
私の汚い言葉が移るリスクを考えれば、受けないのが賢明だろうが。

常勤だろうが、非常勤だろうが、関係はない。
職務上、「常に」である。そして、「しなければならない」のである。

また、委員と議員を兼ねている者がいるが、
監査委員として、代表から紹介を受け、陳述機会に立ち会っている。
これを議員としての立場だと言い逃れることはできない。
まぎれもなく監査委員としての職務を果たしている時間である。
その時間において、一瞬でも、

公平をかいた
不偏から外れた
客観的ではない
独立的ではない

という態度で職務を遂行すれば、

常に、と定められた監査義務違反である。

即ち、地方自治法違反である。

陳述機会の発言は、記録が残っている。
監査基準に反する発言記録、監査結果記録が出てくれば、
それを証拠として、
監査基準違反
監査義務違反
そして、地方自治法に従い、手続きを経て、知事は罷免することができる。
手続きは地方自治法に定められている。

その受付窓口が、監査事務局監査課であると聞いていたが、
この度、訂正してもらえた。ありがたいことである。
経営管理部人事課のようだ。

誰も、この責任から逃げることは許されない。

添付資料

※措置要求書（浜松市中区神田町）星野光央 2023. 5. 17

※まとめたもの

- (注) 1 「令和6年6月10日の陳述機会を終えて」のうち、不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求の部分のみ原文に即して記載した。
- 2 事実を証する書面として措置要求書（浜松市中区神田町）及びその添付資料が添付されている。（内容は省略）

6 監査対象機関への聞き取り調査結果（要旨）

令和6年6月11日に監査対象機関（集中化推進課）から監査課職員への旅費、監査委員への給与等の支出手続き等について聞き取りを行った。

また、令和6年6月18日に監査対象機関（監査委員事務局総務課）から速記料の支出手続き等について聞き取りを行った。

それらの内容は、監査対象機関の意見書の内容を除くと、次のとおりである。

なお、監査対象機関（監査課）は、支出手続きを行っていないため聞き取りを行わない。

- ・ 支出命令の事務については、集中化推進課では、本庁の課長、事務局の課長等からの依頼を受け、旅費や報酬等の総務経費について支出命令の事務を行っている。静岡県財務規則の施行について第36.6において、本庁の課長、事務局の課長等は、静岡県財務規則第101条第1項各号に掲げる事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し、適当と認めたものを集中化推進課に回付しなければならないとなっている。
- ・ 監査課職員の旅費は、職員が旅費計算システムに入力し、監査課長及び総務課の担当者が確認している。集中化推進課は、旅費計算システムに入力された情報をもとに支出命令の事務を行っている。非常勤の監査委員の委員報酬については、総務課長が証明している出役証明書により出役を確認し、支出命令の事務を行っている。常勤の監査委員の給与については、人事給与システムに入力された情報をもとに支出命令の事務を行っている。
- ・ 監査課が速記録の検収を行っている。総務課は、速記録の検収を監査課が行っていることを確認し、支出票の検収者及び立会者の欄に監査課職員の押印をもらっている。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(i) 「不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求」による監査について

令和5年8月25日に受け付けた「不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求」について、監査を実施した結果、一部を却下、一部を棄却することを決定し、令和5年10月19日に請求人に通知した。また、令和5年11月6日に静岡県監査委員告示第16号により監査結果を公表している。

監査に伴い、請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設け、請求人は令和5年9月22日に陳述を行い、監査対象機関は自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。また、令和5年9月27日に監査課職員が出張し、「不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求」の対象となった現場において監査対象機関から聞き取りを行うとともに、自治法第199条第

8項の規定に基づき関係人調査を行っている。

(2) 「不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求」による監査に伴う旅費、速記料、給与等の支出

ア 静岡県財務規則第79条及び静岡県財務規則の施行について（通達）第36の規定により、旅費、給与及び委員報酬の支出については、集中化推進課が処理することとされている。また、同通達において本庁の課長は静岡県財務規則第102条各号に掲げる事項（請求又は支出の金額の基礎を明らかにする書類等）を集中化推進課長に回付することによって支出命令の事務を依頼すること、この場合において、静岡県財務規則第101条第1項各号に定める事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し適当と認めたものを回付しなければならないものであると定められている。これらの規定に基づき、事業を所管する課は、委員報酬については、事業終了後10日以内に報酬・報償支払名簿、支出の根拠となる書類（委嘱等の状況がわかる書類、出役が確認できる書類等）をそろえ集中化推進課に提出し、集中化推進課が当該書類を基に支出処理を行う。監査課職員の旅費については、職員が旅費計算システムに実績を入力し、監査課長及び総務課の担当者が旅行経路の確認等を行い、集中化推進課は、旅費計算システムに入力された情報を基に支出処理を行う。また、委員の給与については、集中化推進課は人事給与システムに入力された情報を基に支出処理を行う。

イ 令和5年9月27日に監査課職員が行った現地調査等に係る旅費については、上記規定に基づき、集中化推進課は、令和5年10月31日に当該職員に対し、旅費の支出を行った。なお、令和5年10月31日の支出時には支出額に誤りがあったが、その後は是正され適正な支出額となっている。

ウ 令和5年9月に係る非常勤の監査委員の委員報酬については、集中化推進課は当該書類を基に支出票を作成し、令和5年10月10日に非常勤の監査委員に対し、委員報酬の支出を行った。また、令和5年10月に係る非常勤の監査委員の委員報酬については、令和5年11月10日に非常勤の監査委員に対し、委員報酬の支出を行った。

常勤の監査委員の給与については、集中化推進課は、人事給与システムに入力された情報を基に令和5年9月に係る給与については令和5年9月21日に、令和5年10月に係る給与については令和5年10月20日に常勤の監査委員に対し、給与の支出を行った。

エ 監査課は、令和5年9月13日に契約を締結し、令和5年9月28日に速記録の検収を行った。その後、監査委員事務局総務課は、令和5年10月2日に請求書を受領し、令和5年10月13日に支払いを行った。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 監査委員事務局職員への旅費、速記業者への速記料、監査委員への給与等の支出の違法性又は不当性の有無

監査委員事務局職員への旅費、速記業者への速記料、監査委員への給与等の支出の違法性又は不

当性の有無について次のとおり判断する。

- ・ 最高裁平成4年12月15日第三法廷判決（民集第46巻9号2753頁）は、財務会計行為に先行する行為に違法事由が存在する場合の財務会計行為の違法性について、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示している。
 - ・ 原因行為とは、財務会計行為の直接の原因ないし前提となる非財務会計行為であって、当該非財務会計行為により具体的な財務会計行為が直接義務付けられる関係にあるものをいうと考えられている（新版実務住民訴訟（株式会社ぎょうせい））。監査結果を出すに当たり、協議会の開催、調査、陳述の機会の設定等を行うが、監査結果が直接、旅費、速記料、給与等の支出を義務付けているものではなく、監査結果を個別の支出に当たって見直すというものでもない。このため、原則として監査結果は財務会計行為の原因行為には当たらないと考えられる。監査結果の内容により旅費、速記料、給与等の支出が違法・不当となるとは言えないことから、本監査においては、監査対象に係る監査結果の当否は判断の対象とはしていない。
 - ・ 集中化推進課は、監査委員事務局職員への旅費、監査委員への給与等について、監査課から提出された支出の根拠となる書類を基に、旅行命令簿、非常勤の監査委員の出役の確認等を行い支出命令を行っている。
 - ・ 監査委員事務局総務課は、速記料について、速記録の検収が行われていることを確認し、見積書を徴して定めた時間当たりの単価及び意見陳述に要した時間に応じて支出命令を行っている。
- 以上のことから、前記1(2)イ、ウ及びエ記載の監査委員事務局職員への旅費、速記業者への速記料、監査委員への給与等支出が違法又は不当であるとする理由はない。

(2) 自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

(1)に記載したとおり監査結果により財務会計行為が違法・不当となることはできず、また、監査に伴う旅費、速記料、給与等に係る額及び支払い手続きについても静岡県財務規則等に反しているとは認められない。

したがって、「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しない。

3 結論

以上のことから、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。